

記 者 発 表 資 料
令 和 7 年 1 月 2 9 日
食 産 業 振 興 課 022-211-2814
原 子 力 安 全 対 策 課 022-211-2340
水 産 業 振 興 課 022-211-2931
担 当 は 末 尾 の と お り

## 宮城県内の農林水産物の放射性物質検査結果について

宮城県内で採取した農林水産物について、下記のとおり放射性物質検査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

記

### 1 ゲルマニウム半導体検出器による検査

#### (1) 測定年月日

令和7年1月16日～1月24日

#### (2) 測定結果

水産物84点（14品目）の検査を実施し、すべて基準値以下で、安全性に問題ないことが確認されました。

<基準値100Bq/kg>

区分	検査品目数	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合(%))				基準値超過(上段:点数, 下段:割合(%))				
			不検出	不検出～ 25Bq/kg	26～ 50Bq/kg	51～ 100Bq/kg	計	101～ 200Bq/kg	201～ 500Bq/kg	500Bq/kg超	計
水産物	14	84	84	-	-	-	84	-	-	-	-
			100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-

- ※ 「不検出」とは、放射性物質の濃度が、検出下限値に満たない（検出下限値未満である）ことを指します。
- ※ 「検出下限値」とは、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を指し、測定毎に異なります。
- ※ 品目ごとの検出下限値は、「みやぎ原子力情報ステーション」を参照ください。
- ※ 水産物には宮城県漁業協同組合が実施した測定結果を含みます。



原子力情報ステーションのQRコード

イ 水産物（採取日 令和7年1月14日～1月21日）

（単位：ベクレル/kg）

品目	採取場所	水域	放射性セシウム	
			測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値
カガミダイ	宮城県沖	金華山以北	不検出	100
カガミダイ	宮城県沖			
カナガシラ	宮城県沖			
キアンコウ	宮城県沖			
クロムツ	宮城県沖			
スケトウダラ	宮城県沖			
タチウオ	宮城県沖			

品目	採取場所	水域	放射性セシウム	
			測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値
ババガレイ	宮城県沖	金華山以北	不検出	100
ヒラメ	宮城県沖			
ヒラメ	宮城県沖			
ホタテガイ (養殖)	南三陸町歌津沖 (養殖)			
マガキ (養殖)	気仙沼湾 (養殖)			
マガキ (養殖)	南三陸町歌津沖 (養殖)			
マガキ (養殖)	南三陸町志津川沖 (養殖)			
マガキ (養殖)	追波湾 (養殖)			
マガキ (養殖)	雄勝湾 (養殖)			
マガキ (養殖)	女川湾 (養殖)			
マサバ	三陸南部沖	金華山以南		
マダラ	宮城県沖			
マダラ (幼魚)	宮城県沖			
マダラ (幼魚)	宮城県沖			
マダラ (幼魚)	宮城県沖			
カナガシラ	宮城県沖			
シログチ	宮城県沖			
スケトウダラ	宮城県沖			
マガキ (養殖)	石巻湾東部 (養殖)			
マガキ (養殖)	石巻湾東部 (養殖)			
マガキ (養殖)	石巻湾中央部 (養殖)			
マガキ (養殖)	石巻湾西部 (養殖)			
マガキ (養殖)	松島湾 (養殖)			
マダラ	宮城県沖			
マダラ (幼魚)	宮城県沖			

### (3) 測定分析機関及び検出下限値

分析機関名	検査品目	検出下限値 (ベクレル/kg)
宮城県	水産物	4.9 ~ 7.3
(一財) 宮城県公衆衛生協会		20
(一財) 九州環境管理協会		0.66 ~ 6.6
(一財) 日本食品検査		7.9 ~ 8.8
(一社) 日本海事検定協会		7.1 ~ 9.4
(株) KANSOテクノス		6.6 ~ 11
(公財) 海洋生物環境研究所		5.6 ~ 8.5
ユーロフィン日本総研(株)		1.0 ~ 14

#### <担当・連絡先>

農林水産物の放射性物質検査結果の公表に関する事	農政部食産業振興課食産業企画班 担当 佐藤、児玉 連絡先 022-211-2814
放射能・放射線及びその測定に関する事	復興・危機管理部原子力安全対策課事故被害対策班 担当 小野寺、大鷲 連絡先 022-211-2340
水産物の測定結果、採取品目、採取場所、流通等に関する事	水産林政部水産業振興課流通加工班 担当 谷合、高橋、齋 連絡先 022-211-2931